

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第38号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年赤穂市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第3号ア(イ)」を「第4号ア(イ)」に改める。

第8条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)及び同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)は、部分休業申出書兼承認請求書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第23条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第8条の2中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。